

第9章 交通施策の推進方策

第4章で掲げた都市交通の目標の実現に向け、交通施策を着実に推進していくための方策と、その中での県の役割を示します。

1 交通施策の推進方策

(1) 柔軟性を持った交通施策の展開

渋滞や公共交通の維持確保をはじめとする都市交通の課題は、地域や時間等交通の取り巻く環境の違いによって、程度や要因が様々であるため、地域の実情や課題の要因に応じて交通施策を選択していきます。

また、交通施策の実施にあたっては、その時々地域の状況や合意形成、財源見通しなどを踏まえて、実施時期や実施量を柔軟に判断していきます。

さらに、様々な社会状況の変化に対応するため、必要に応じて交通の状況や施策に求められる効果を適宜把握し、前提条件などに大きな変更が生じた場合は、見直しを行います。

(2) 総合的な交通施策の取組

ICT、ビッグデータ等の新技術を活用し、既存施設の長寿命化や多機能化・高度化といった有効活用施策とともに、選択と集中による効率的・効果的な施設整備を検討していきます。

取組にあたっては、移動制約者や環境への配慮のほか、県民意向を把握するとともに、国、市町村、交通管理者、交通事業者など、関係主体における合意形成を図っていきます。

(3) 公共交通の利用促進と確保への取組

自動車需要の高い地域への対応として、鉄道網等の整備のほか、既存の鉄道やバス等の公共交通の利便性・連続性を高めることで自動車利用から公共交通利用への転換を促進していくとともに、地域公共交通の維持・確保を図るため交通事業者などに対し、行政は積極的な働きかけを行うなど、計画的・戦略的な取組を行っていきます。

2 県の役割

(1) 鉄道整備への働きかけ

鉄道網の整備や、連続性・利便性の向上、駅舎のユニバーサルデザイン化等に対して、国や鉄道事業者への働きかけを行うとともに、市町村等と連携して協力・支援を行うなど、今後の整備を促進していきます。

特に、広域性を有し広く県民の利便性に資する路線に対し、積極的に協力・支援していきます。

(2) 道路の有効活用・整備の促進

国や高速道路株式会社等が主体となって進める自動車専用道路等の有効活用や整備に係る施策については、県民にとって身近な自治体である市町村と連携し、整備主体である国や高速道路株式会社等への働きかけや、協力、支援などを行っていきます。

また、県の既存道路においては、ICT や交通ビッグデータを用いることなどにより、有効活用を図るとともに、県の道路事業においては「事業の効率」、「事業の効果」の観点から整備候補箇所を評価する重点化評価手法や、社会情勢の変化などを踏まえ、整備箇所の選択と集中を図ります。

(3) その他

県は、本計画に定める交通施策の実現を、広域的な視点に立って総合的、計画的に推進するとともに、県内外の先進的な取組事例の蓄積を図り、情報提供等を通して県内に広めていきます。

また、生活交通確保等の地域的な交通課題に取り組む市町村に対して、国や交通事業者などと連携して支援していきます。